

令和元年10月入学者に係る入学料免除（徴収猶予）の実施について

学生各位

令和元年10月入学者に係る入学料免除（徴収猶予）について、以下のとおり実施します。

1. 申請書類の取得方法・提出期間等

配付開始日	令和元年8月5日（月）
取得方法	北海道大学ホームページからダウンロードし、印刷の上、使用してください。 ○ トップ>学生生活>入学料・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報 ※ 外国人留学生は申請書類が異なるので、入学する学部・研究科（学院）等の担当窓口で確認してください。
提出期間	入学する学部・研究科（学院）等が指定する期間内 ※ 入学する学部・研究科（学院）等により提出期間が異なりますので、担当窓口で確認してください。 ※ 学部新生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）の申請期間は入学手続期間（学生募集要項参照）となります。なお、学部編入学生については、入学する学部担当窓口で確認してください。
提出場所	入学する研究科（学院）等の入学料免除（徴収猶予）担当窓口 ※ 学部新生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）については、高等教育推進機構④番窓口（学務部学生援課奨学支援担当）

2. 決定

- 申請者（学生）への判定結果に係る連絡等については、12月上旬に掲示により行いますので、申請者は掲示等を確認し、必ず入学する学部・研究科（学院）等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。
※ 決定通知を申請者及び保護者へ郵送することはありません。
- 学部新生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）の決定通知については、高等教育推進機構④番窓口、学部編入学生及び大学院生については入学する学部・研究科（学院）等の窓口で交付します。

3. その他

- 特殊事情による質問・相談については、高等教育推進機構④番窓口（学務部学生支援課）までお問い合わせください。（TEL011-706-7530）
- 免除・徴収猶予申請をした者は、入学料の納入が猶予されますので、決定があるまで入学料を納入しないでください。一度納入された入学料については返還されません。
- 免除の不許可者及び半額免除者並びに徴収猶予申請者については、免除（徴収猶予）判定の決定後、新たに発行する専用の振込用紙により、入学料を納入してください。**納入期限までに入学料を納入しない場合には除籍となりますので、注意してください。**（納入期限については担当窓口を確認してください。）
- 免除申請をした者のうち、不許可及び半額免除となった者については、決定後に再度、徴収猶予申請ができます。（申請期間・申請方法については担当窓口を確認してください。）

令和元年8月5日 学務部学生支援課